明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

令和６年
８月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第一二七六号から第一二九六号まで
号外　第一八二号から第二〇三号まで
特第四一号から特第四二号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

政令

二六〇　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令　一四　二
二六一　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令　一四　五
二六二　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令　一四　五
二六三　放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　一四　五
二六四　自衛隊法施行令の一部を改正する政令　一四　五
二六五　生活保護法施行令の一部を改正する政令　二〇　194　二
二六六　国立健康危機管理研究機構法施行令　二〇　194　二
二六七　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　三〇　202　三
二六八　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令　三〇　202　三
二六九　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令　三〇　202　五

内閣官房令

七　○内閣官房
標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令　三〇　202　七

府令

六八　○内閣府
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令　一五　二
六九　沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則の一部を改正する内閣府令　二〇　194　八
七〇　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令　二二　196　一
七一　食品表示基準の一部を改正する内閣府令　二三　197　二
七二　児童手当法施行規則等の一部を改正する内閣府令　二七　199　一
七三　沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令　三〇　202　八
七四　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令　三〇　202　九

デジタル庁令・省令

一四　○デジタル庁、総務省
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令　三〇　202　一五
一五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令　三〇　202　一六
一六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令　三〇　202　一八
一七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令　三〇　202　一八

省令

七九　○総務省
石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令　九　188　一
八〇　放送法施行規則の一部を改正する省令　一五　191　一
八一　住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令　三〇　二
八二　電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令　三〇　202　二〇